

長野県価格高騰特別対策支援金等 のご案内

支給には手続きが必要です

価格高騰により家計への影響の大きい世帯を支援するために長野県及び伊那市独自で支援金を支給します。

- 令和5年6月1日時点で伊那市に住民票のある世帯。
- 世帯全員が令和5年度住民税の所得割が非課税である世帯。
※住民税所得割が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外
- 令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯で、住民税均等割又は所得割が非課税水準相当になった世帯。
- 住民税非課税世帯等への低所得世帯支援給付金（3万円/世帯）の支給対象世帯には支給されません。

支援金の支給額

所得割非課税、家計急変（所得割非課税相当）

1世帯あたり2万円

家計急変（均等割非課税相当）

1世帯あたり3万円

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれか該当する世帯）

世帯全員の令和5年度

「住民税所得割非課税」

の世帯

返送期限

令和5年12月15日（金）

伊那市から申請書類が届くので、
返送してください。

※一部申請が必要な場合があります
令和5年6月1日時点で伊那市に住民登録
のある方に申請書類をお送りします。

詳細は裏面Ⅰへ

令和5年1月～12月の収入が減少し

「住民税均等割非課税相当」

「住民税所得割非課税相当」

の収入となった世帯(家計急変世帯)

申請が必要です

申請期間：令和5年10月2日(月)

～令和6年1月31日(水)

令和5年6月1日時点で伊那市にお住
まいで対象となる方は伊那市役所社
会福祉課総務係へ申請してください。

詳細は裏面Ⅱへ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

I 令和5年度住民税所得割非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、伊那市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、伊那市に**返送してください**。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合、又は税未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に伊那市役所社会福祉課に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税均等割又は所得割非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税均等割又は所得割非課税相当：世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割又は所得割非課税水準以下（下表参照）であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに伊那市役所社会福祉課総務係にご提出ください。【申請書配布】伊那市社会福祉課、各支所、伊那市ホームページなど

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

☆給与収入のみの場合の市県民税均等割又は所得割非課税水準収入相当額は下記のとおりです。

均等割非課税相当	扶養している親族の状況	均等割非課税相当収入限度額
	単身又は扶養親族がない場合	93.0万円 以下
	配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円 以下
	配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.4万円 以下
	配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	210.0万円 未満
	配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	250.0万円 未満
	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円 未満
所得割非課税相当	扶養している親族の状況	所得割非課税相当収入限度額
	単身又は扶養親族がない場合	100.0万円 以下
	配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	170.4万円 未満
	配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	221.6万円 未満
	配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	271.6万円 未満
	配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	321.6万円 未満

【お問い合わせ】伊那市社会福祉課総務係 78-4111 (2363・2366)

(受付時間：8:30～17:15 ※土日・祝、12/29(金)～1/3(水)を除く)